

## 令和6年度第2回大野城市個人情報保護審議会 概要

- 1 日 時 令和7年2月26日（水） 午後3時から午後4時まで
- 2 場 所 市役所本館3階 災害対策本部室
- 3 出席者 【審議会委員】 会 長 熊 谷 雅 弘 (Zoom参加)  
副会長 徳 永 達 哉 (Zoom参加)  
委 員 大 谷 美 咲  
委 員 原 田 隆 至  
委 員 南 谷 博 子 (Zoom参加)
- 【事務局】 課 長 山 本 耕 督  
(プロモーション推進課) 担 当 永 島 彩 奈
- ※傍聴者なし

### 4 会議概要

#### (1) 委託先の監督等の方法について

資料①～③をもとに事務局が説明後、質疑応答。

#### 【熊谷会長】

今回の議題は個人情報保護審議会に対する諮問または報告どちらか。

#### 【事務局】

準備している資料が最終案となっている。今回、審議会の皆様の御意見をいただき、市役所内で決裁をとった上で、チェックリストを運用していくという流れを考えている。

#### 【熊谷会長】

まだ確定したものの報告ではなく、今日の意見を踏まえて最終的な決裁をとって、資料に書いてあるようにホームページに掲載して周知し施行していくという形であると理解した。

#### 【徳永委員】

再委託の場合には、その再委託先もこのチェックリストを利用するという仕組みで運用するのか。その場合大きな変化があるか。

#### 【事務局】

そのとおり運用する。このチェックリストを再委託先にも使用してもらうことを想定している。違いとしては、発注者（市）が直接再委託先に依頼をするだけでなく、委託先から再委託先にチェックリストを使用してチェックをしてもらい、市が間接的に再委託先をチェックする場合がある点が違う。ただ、使用するチェックリストは同じものである。

【熊谷会長】

資料②-1の⑩について、特記事項第8条に「受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない」という規定がある。これを反対解釈すると、必要があれば持ち出していいんだということになる。

それに対する⑩の質問は「従事者に対し、個人情報記録された資料等を持ち出す必要がある場合は、上司等の許可を受けることを指導していますか」であるが、これは、受託者は必要があるときに持ち出すことができるという風にしか読めない。従事者が自分の判断、裁量で持ち出すこと、管理者の許可を取らずに持ち出すということがあるという前提なのか。

【事務局】

⑩の想定としては、契約において必要がある持出しについて、発注者と受託者の間で、その必要がある場合の取り決めをしておいて、その範囲内で持ち出しているかを上司等が許可をすることである。あくまでも組織が把握していない中で従事者が勝手に情報を持ち出さないようにするもの。

【熊谷会長】

⑩は「持ち出してはならないことを指導していますか」となっていて、⑩は「持ち出す必要があるときは上司等の許可を受けることを指導していますか」という問いになっている。⑩は、それが良いか悪いかは別として、例外があるわけだろう。その例外の持ち出しが許容される場合は、上司の許可や⑫にあるようなパスワードの設定や手元から離さないというような流出防止対策が要件で入ってくるということか。

【事務局】

そのとおりである。

【徳永委員】

持出しは原則できないのだから、例外的な場面を常にチェックしなければいけない。責任追及できる証拠作りを含めて、チェック項目になるのではないかと思うので、改善できればと考える。

【熊谷会長】

受託者が持ち出すことが、どの程度例外的なものとして位置付けられているかにも関連する。個人情報の中でもセンシティブな情報があるわけだから、受託者の作業場所もしくは保管場所から外に持ち出されるというのは、やはり例外であって、制限的に考えられるべきではないか。それについての事後的な検証ができるように、その報告ぐらいは発注者として求めてもいいのかなという気がする。

【南谷委員】

前回の審議会で、このチェックリストの回答の真実性をどう担保・検証するかという意見を申し上げたが、それは結構難しいので、運用する中での検討課題という位置付けで良いと思う。特記事項第 16 条で、個人情報の取扱いに関して必要な事項について調査することができるという規定もあるので、こういうものも使いながらやっていけばいいかと。

【大谷委員】

同じ特記事項第 16 条で、立ち合い又は調査を求めることができると書いてあるが、実際にどのように求めるのか。例えば、抜き打ちで調べたりするのか。その手続きがどうなるのか気になる。

【事務局】

チェックリストの利用方法にも関係してくる。チェックリストを使用して担当課による実地調査を行う際に、現地を見なければ分からない点、例えば、参考措置例に示しているように、マニュアルを設置しているか、ダブルチェックの方法はどのようにしているのかをチェックするイメージである。抜き打ちの調査は難しい場面が出てくるかもしれないので、事前に受託者に実地調査を行うと伝えた上で。

【熊谷会長】

調査することができると書いてあっても、発注者である市と受託者との間は契約関係があるだけだから、行政調査みたいなことは基本的にはできない。あくまでも契約上の義務の履行としてなので、ある程度限界があるのかなと思う。基本的にはこのチェックリストをまたその際も利用して、確認していくというイメージということかと。

【徳永委員】

チェックリストで管理していくとして、それでも起き得る最悪の場面は何を想定すればいいのか。結局は情報の流出ということだろうが、持ち出された名簿がどこに行ったか分からなくなることなのか、契約外で使われることなのか。

【熊谷会長】

個人情報一律でないにしても、罰則を定めて守っていき、その代わり委託費はその分高くなるということが最悪の事態を防止するためには必要かもしれない。

【事務局】

徳永委員の御意見にあった、持出しの禁止の⑩⑪について改善が必要というのは、この記載に改善が必要ということか。

【徳永委員】

チェックリストを書き直してくださいというわけではないが、実質的なチェック機

能を期待したときに大丈夫なのか気になっているところ。何か改善が見込めるようなことがあれば、改善に向けて常に考えてほしい。

【事務局】

指導するだけでは完璧ではないというイメージか。

【徳永委員】

当然、条件をクリアしているからこのチェックだけでいいという理解はしているが。自分も事務仕事の時のこのようなチェックはかなり杜撰だからなんとなく不安が残る。実質的にカバーできるものがあり、取り越し苦労であれば安心できる。

【熊谷会長】

なんとなく従事者に持ち出していいと言っているのか、ダメだと言っているのかメッセージがあいまいではある。

【南谷委員】

①の質問が少し分かりにくいのかなと思う。例外にあたる持出しであることをチェックする機能が効いているかを聞きたいのだろう。それがあいまいになっているので例えば、「個人情報記録された資料等を従事者が持ち出す場合、業務を処理するために必要な持出しであるか上司等が監督を行っていますか。」という質問にした方がより分かりやすいかと思う。

【熊谷会長】

コロナの緊急事態宣言のとき、裁判官が訴訟記録を入れていたUSBの入ったリュックを、途中でお酒を飲んで紛失したことがあった。やはり現実問題として、自宅である程度仕事をせざるをえないものがあるが、個人情報の処理を受託している会社の従業員が個人情報をUSBにコピーして自宅に持って帰る必要は少なくともないのかなと思う。実際に、受託者が個人情報を外に持って行く必要があるのかは分からない。あるとしても例外的なことだと思う。行政も受託者に対して、特別の必要がある場合以外は基本的には持出しはやめてくださいというメッセージは出しているのではないかと。

⇒審議会での御意見を踏まえて、チェック項目①を下記のとおり変更

変更前：従事者に対し、個人情報記録された資料等を持ち出す必要がある場合は、上司等の許可を受けることを指導していますか。

↓

変更後：従事者が個人情報記録された資料等を持ち出す場合、それが業務に必要なか、発注者の指示又は承諾があるかどうかを、上司等が監督していますか。